

安全・衛生 ———— じゃーなる  
Journal  
HOKKAIDO

173  
2020.7

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル5F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：緑川 義昭



**2019年度「過労死等の労災補償状況」！  
精神疾患で労災申請、認定とも過去最多！**

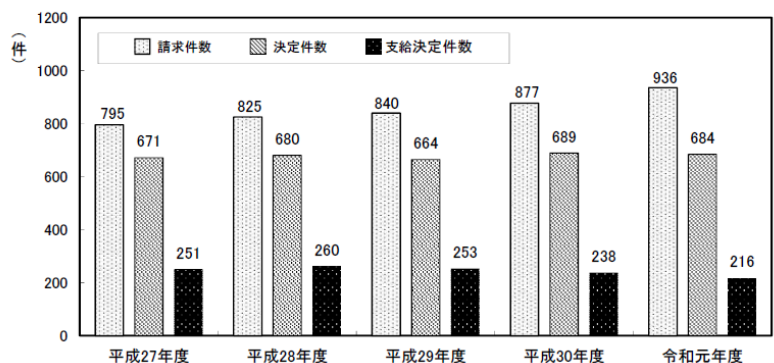
厚労省は6月、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や仕事による強いストレスが原因で発症した精神障害の状況について、労災申請件数や業務上疾病と認定して労災保険の給付決定をした支給決定件数などをまとめた2019年度「過労死等の労災補償状況」を公表しました。

2019年度の請求件数は、前年度比299件増の2996件、支給決定件数は22件増の725件で、うち死亡件数も16件増の174件となっています。2014年に過労死等防止対策促進法が制定され、過労死等の防止に向け国や自治体の責務として対策措置の推進が明記されてから6年が経過しますが、減少するどころかむしろ増加するなど、痛ましい事案が後を絶ちません。

グローバル化や産業構造の変化にともない企業サイドの利潤追求や成果・効率主義が優先され、経済格差の拡大や社会世相も反映して人間関係が希薄化し、自己責任や自助の風潮などが蔓延しつつあります。一方で協力協働や連帯、公助・共助の考え方や体制が後退し、こうした会社や組織の構造的な問題、社会の変化や背景等による分断や孤立などが影響して、長時間労働や過重労働、ハラスメント等を助長し、誘発しやすい状況をつくりだしているのではないかと考えます。過労死等問題は、労働者一人ひとりのいのちは勿論のこと、その家族やまわりの知友人、同僚等の生き方や未来にも深くかかわる重大なものであることから、自分自身の問題として実効ある制度改正や政策設計を早急に求めるとともに、職場として決して過労死等を出さない安心安全で健康な環境づくりについて、具体的に何ができるのかをあらゆる面から考えていくことが重要と考えます。2019年度の過労死等労災補償状況について実態や傾向等を知り、職場づくりの一助となれば幸いです。

右図は、2019年度までの最近5年間の脳・心臓疾患の労災補償請求件数、決定件数、支給決定件数について表しています。請求件数は増加傾向にあるものの、決定件数及び支給決定件数については微増減を繰り返しながら一定にとどまるなど、脳・心臓疾患の労災認定の厳しさを物語っています。

図1-1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



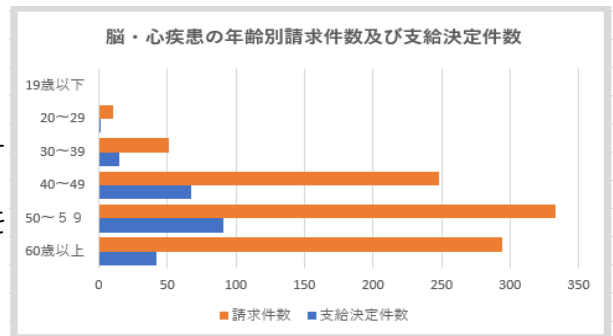
**2019年度の脳・心臓疾患の請求件数**は、前年比59件増の936件で、支給決定件数についてはは216件で前年比22件と減少しているものの、そのうち死亡件数は86件とむしろ4件増加しています。

**業種別「大分類」の請求件数**では、運輸業・郵便業197件が最も多く、卸売業・小売業150件、建設業130件と続き、支給決定件数でも運輸・郵便業68件、卸売業・小売業32件と続き、次に製造業22件の順になり、建設業に代わって製造業が多くなっています。死亡86件のうち、運輸業・郵便業で30件と3割以上を占めています。業種別「中分類」では、業種別「大分類」の運輸業・郵便業に含まれる「道路貨物運

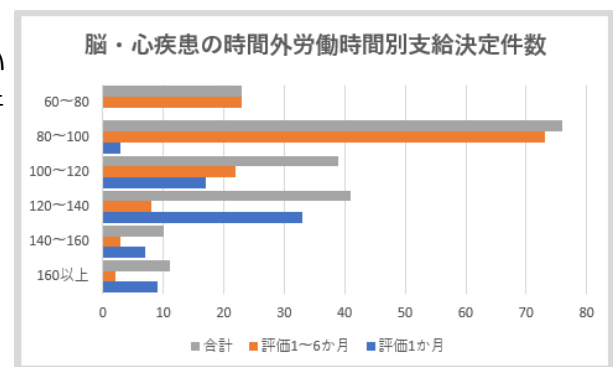
送業」が請求件数144件、支給決定件数61件とともに最多となっています。

**職種別「大分類」**では、請求件数と支給決定件数ともに、輸送・機械運転従事者が185件と68件、専門的・技術的職業従事者127件と26件、サービス職業従事者114件と26件の順に多くなっています。職業別「中分類」では、職業別「大分類」の輸送・機械運転従事者のうち自動車運転従事者が請求件数177件と最多で、うち死亡者数は52件と多いのが目につきます。労基法の改正により2019年4月から時間外労働は年720時間が上限となりました。一方、自動車運転従事者等は勤務間インターバル制度はあるものの、上限規制については人手不足等の理由から5年間の猶予期間があり、適用になっても上限は月80時間、年960時間と膨大できわめて問題のある内容となっています。過労死等の背景には、国が長時間労働等を是正するような対策を十分に講じていないということが浮き彫りとなっています。

**年齢別**では、請求件数が最も多いのは50～59歳で333件、続いて60歳以上294件、40～49歳248件、30～39歳51件、20～29歳10件となっています。支給決定件数でも50～59歳が91件と最多ですが、次に40～49歳67件で、以下60歳以上42件、30～39歳15件、20～29歳1件となっています。脳・心臓疾患は50歳代を中心に40歳以上の働き盛りから高齢層にかけて割合が大きくなっています。



**時間外労働時間別**では、支給決定件数200件のうち評価期間1カ月では69件、2～6カ月は131件となっています。1カ月間の時間外労働では、120～140時間33件と最多で、以下100～120時間17件、160時間以上9件、140～160時間7件、80～100時間未済3件となっています。また、2～6か月の月平均の時間外労働では、80～100時間が72件と最多で、100～120時間22件、60～80時間23件、120～140時間8件、140～160時間3件、160時間以上2件と続き、評価期間1カ月並びに1～6カ月平均の時間外労働時間では60時間未満はいずれも支給決定件数はゼロとなっています。



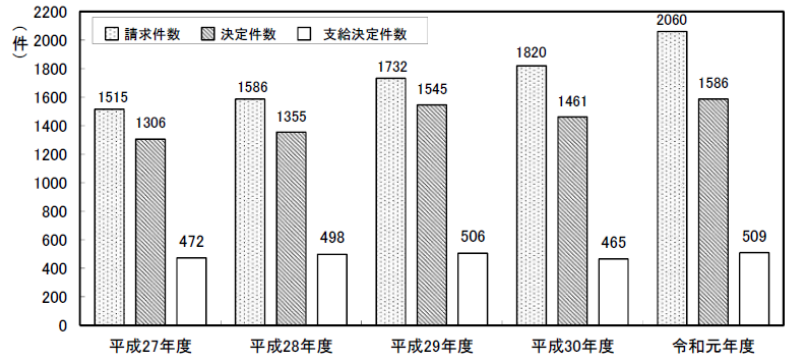
評価期間1カ月の支給決定が最多であった時間外労働120～140時間について、最低値の120時間を週休2日、勤務日を22日間として1日平均の時間外労働時間を換算すると約5時間30分となります。休憩1時間を挟み午前8時～午後5時までの8時間勤務とすると退社時刻は10時30分となります。通勤時間1時間とすると、朝7時には通勤し、帰宅は夜の11時30分となります。これに日常に必要な食事や入浴などを加えると、睡眠時間は極めて少なくなり、これが1カ月毎日続く状態が時間外労働月120時間の状況です。

評価期間2～6カ月では時間外労働が80～100時間が最多で、80時間を1日平均の時間外労働時間に換算すると約3時間30分となります。これだけの残業を毎日、2カ月以上連続して行って初めて認定基準に達します。1カ月100時間以上、2～6カ月は80時間以上の時間外労働時間を基準とする脳・心臓疾患の過労死等の認定基準は、いかにワークライフバランスを崩し、人間らしい生活を奪っているかが分かります。時間外労働の上限規制の見直しとともに、過労死等の認定基準の改正を求めていく必要があります。

**2019年度精神障害の労災補償状況は**、請求件数は前年度比240件増の2060件で、7年連続最多を更新し続け、次図に示すように、ここ5年間で500件ほど増加しています。支給決定件数についても前年比44件増加し、自殺88件を含めて過去最多の509件となっています。

**業種別「大分類」の請求件数では、医療・福祉が426件と最も多く、製造業352件、卸売業・小売業279件、運送業・郵便業178件と続きます。支給決定件数については、製造業90件、医療・福祉78件、卸売業・小売業74件、運送業・郵便業50件、宿泊業・飲食サービス業48件となっています。**

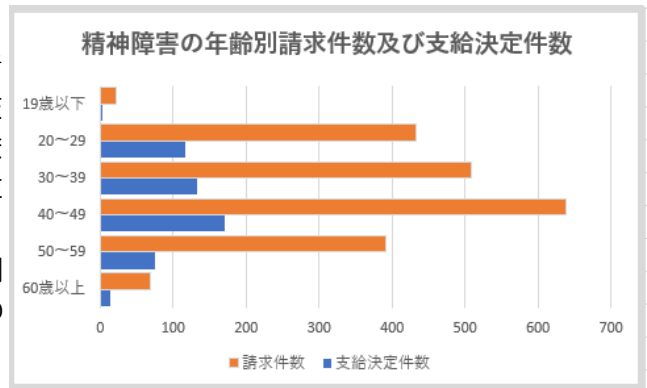
図2-1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



**業種別「中分類」の請求件数では、医療・福祉に含まれる社会保険・社会福祉・介護事業が256件、医療業が169件と圧倒的に多く、運送業・郵便業の道路貨物運送業91件、情報通信業の情報サービス業85件、宿泊業・飲食サービス業の飲食店70件が上位を占めています。支給決定件数も、請求件数同様に社会保険・社会福祉・介護事業48件、医療業30件、道路貨物運送業29件、飲食店28件が上位を占めていますが、建設業の総合工事業も28件と多く、そのうち自殺者は12件と突出しています。**

**職種別「大分類」の請求件数は、専門的・技術的職業従事者500件、事務従事者465件、サービス職業従事者312件、販売従事者232件、生産工程従事者212件の順であり、支給決定件数も類似し、専門的・技術的職業従事者137件、サービス職業従事者81件、事務従事者79件、生産工程従事者61件、販売従事者60件と続いています。**

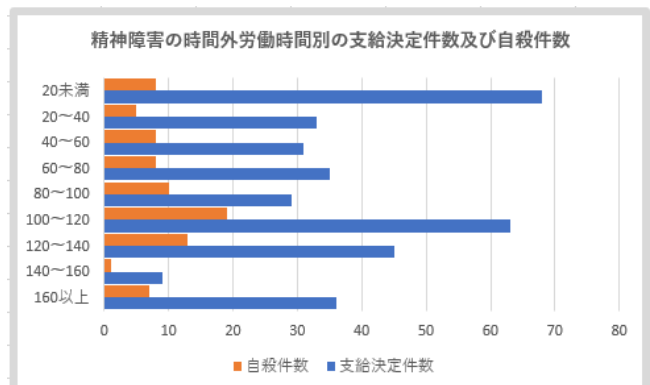
**職種別「中分類」の請求件数では、一般事務従事者339件、介護サービス従事者141件、商品販売従事者123件、販売従事の営業職業従事者105件、専門・技術職従事の保健師・助産師・看護師94件となっています。支給決定件数では、一般事務従事者49件、自動車運転従事者36件、商品販売従事者33件、接客・給仕職業従事者29件、専門・技術職従事の建築・土木・測量技術者27件と続き、特に建築・土木・測量技術者の自殺は11件と顕著となっています。**



**年齢別の請求件数では、40～49歳が639件と最多ですが、30～39歳509件、20～29歳432件、50～59歳391件となっています。このように精神障害の申請件数は60歳以上68件、19歳以下21件を除き、いずれの年齢層においても多く、特に20～29歳の若年層が目立っています。**

支給決定件数も40～49歳が170件と最も多く、30～39歳132件、20～29歳116件、50～59歳75件と請求件数と同様の傾向を示し、自殺件数でも40～49歳の36人を最多に、20～59歳までいずれの層においても15件以上あります。脳・心疾患等の過労死等が高年齢層に多いのに対して、精神障害は特に若年層が多く、際立っています。

時間外労働時間別の支給決定では、1カ月当たり20時間未満が68件と最多となっています。次に、100～120時間63件、120～140時間45件、160時間以上36件、60～80時間35件で、この他についての時間外労働時間は140～160時間の9件以外は、30件前後となっています。この結果をみると時間外労働時間が少なくても精神障害は発症しています。一方で、時間外労働など長時間・過重労働も精神障害を誘引する大きな要因と見て取れます。出来事別などを加

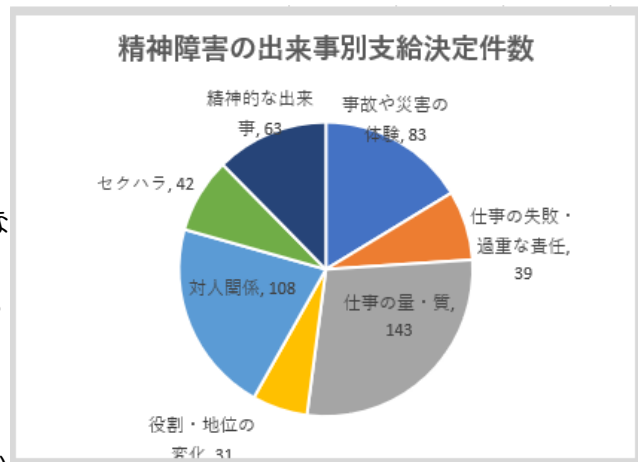


えて総合的に見ると、仕事内容や職場の人間関係、ハラスメント、事故や病気、特別な体験事などの要因が潜んでいて、複合的に関連し合って精神障害の発症に影響を及ぼしているのではないかと考えます。

**就労形態別では**、支給決定件数509件のうち、正規職員が449件と圧倒的に多く全体の約9割を占め、パート・アルバイト32件、契約社員15件、派遣10件等と続いています。

**また、出来事別では**、仕事の量・質として仕事内容や仕事量の変化、対人関係としていじめ・嫌がらせ、上司とのトラブルなどの請求件数が多く見られます。

支給決定件数509件のうち最も多いのが、いじめ・嫌がらせ・暴行で79件、次に仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事68件、特別な出来事65件、悲惨な事故や災害の体験・目撃55件、などとなっています。2週間以上にわたる連続勤務42件、セクハラ42件等も多く、自殺88件については、仕事内容・仕事量の変化20件、2週間以上の連続勤務12件、嫌がらせ・いじめ・暴行8件、上司とのトラブル8件等が上位を占めています。2018年度の個別的労使紛争の相談件数でもい



じめ・嫌がらせが近年過去最多を更新し続けており、精神障害の支給決定件数のうち、ハラスメントに関係するいじめ・嫌がらせ・暴行、セクハラ、上司とのトラブルを合わせると142件で全体の28%、約3割弱を占め、職場の人間関係がいかに安全衛生・健康と深くかかわっているかが推測できます。

裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は2件、精神障害の支給決定件数は7件で、すべて専門業務型裁量労働制対象者でした。新型コロナウイルス感染症の拡大によってテレワークや在宅勤務が増加しています。通勤時間や会議の時間の削減、仕事の効率化や柔軟な働き方などの評価がある一方で、労働時間管理の難しさなどが指摘され、労働時間の規制緩和や成果主義の徹底など財界がすすめようとする裁量労働制の拡大につながる危険性もあり、むしろ過労死等の増加も危惧されます。

このように過労死等の状況について、脳・心臓疾患の労災支給決定件数は一定の数値で推移するも、精神障害は申請件数は増え続け、支給決定件数も微増し、年々最多を更新していますが、過労死等の認定基準は非常に厳しく、表面に現れるのは氷山の一角にすぎません。

これに歯止めをかけるためには、実効ある法整備と労災基準の見直しなど、過労死等を生まない構造的な枠組みを求めていくことが重要です。同時に職場においても過労死等の要因は様々に潜在していることから、これらを払拭する職場環境づくりがきわめて大切です。過労死等の大きな要因として長時間・過重労働があり、睡眠不足から思考力や判断力が失われうつ状態になるといわれており、まずは長時間労働の解消が第一に必要です。

安全配慮義務として使用者側に労働時間の把握や管理の責任は当然ありますが、同時に労働者としても、年休行使や休暇制度などの権利を行使してワークライフバランスを積極的にすすめることが大切であり、時間外勤務を行う場合は36協定を締結し遵守するなど労使交渉や安全衛生委員会等を通して取り組みを強化することが重要です。

これらの取り組みを端緒として、職場では労基法や安衛法など労働法制を遵守し労働者の安全や衛生・健康が保持されるルールや体制が確立されているか、適性な手続きや規律、公正な人事となっているかなど民主主義が根づいているか、改めて見つめ直すことが重要です。こうした土壌が一人ひとりの労働者の尊厳を保障し、互いに尊重し合えることでコミュニケーションや良好な人間関係を構築することができ、職場を活性化させていくのではないのでしょうか。

一例ではありますが、こうした職場づくりをすすめることが過労死等の防止につながっていくのではないかと考えます。収入の問題はあるものの、まずは長時間労働や過重労働の解消を起点に、日常的な取り組みを強化してはどうでしょうか。